

令和2年6月10日

令和2年6月10日

標 茶 町 議 会

議案第38号・議案第39号・議案第40号・

議案第41号審査特別委員会

於 標茶町役場 議場

議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号審査特別委員会記録目次

第1号（6月10日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第38号 令和2年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第39号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	5
議案第40号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	5
議案第41号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算	5
総括質疑	
類 瀬 光 信 君	8
渡 邊 定 之 君	14
深 見 迪 君	16
閉会の宣告	20

議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

令和2年6月10日（水曜日） 午後 1時37分 開会

付議事件

議案第38号 令和2年度標茶町一般会計補正予算

議案第39号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第40号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第41号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算

○出席委員（11名）

委員長	鈴木裕美君	副委員長	深見迪君
委員	渡邊定之君	委員	類瀬光信君
〃	長尾式宮君	〃	松下哲也君
〃	熊谷善行君	〃	本多耕平君
〃	黒沼俊幸君	〃	鴻池智子君
〃	後藤勲君		

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 菊地誠道君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	村山裕次君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
農林課長	長野大介君
観光商工課長	三船英之君

育成牧場長	常陸勝敏君
水道課長	平間正通君
建設課長	富原稔君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中島吾朗君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	秋山豊君
社会教育課長	服部重典君
中央公民館長	松本修君
農委事務局長	相撲浩信君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号審査特別委員会を開会いたします。

(午後 1時37分開会)

◎委員長の互選

○議長(菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時38分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 委員長には鈴木委員を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から、委員長に鈴木委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。  
よって、委員長には鈴木委員が当選されました。  
休憩いたします。

休憩 午後 1時39分  
再開 午後 1時40分

（委員長 鈴木裕美君委員長席に着く）

○委員長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（鈴木裕美君） 続いて、副委員長の互選を行います。  
互選の方法について発言を求めます。  
後藤君。

○委員（後藤 勲君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名すること  
でお諮り願います。

○委員長（鈴木裕美君） ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。これにご  
異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。  
よって、副委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。  
後藤君。

○委員（後藤 勲君） 副委員長には深見委員を推選しますので、よろしくお取り計らい  
願います。

○委員長（鈴木裕美君） ただいま後藤委員から、副委員長に深見委員の指名がありまし  
た。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。  
よって、副委員長には深見委員が当選されました。  
休憩いたします。

休憩 午後 1時41分  
再開 午後 1時42分

○委員長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第38号ないし議案第41号

○委員長（鈴木裕美君） 本委員会に付託を受けました議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号を一括議題といたします。

議題4案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案38号から議案第40号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第38号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第38号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 12ページ、農業企画費の工事請負費の1,000万円についての内訳、先ほど説明で農業用排水というところまで、私、あと聞こえなかったもので、もうちょっと詳しく説明を願います。

○委員長（鈴木裕美君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 農業企画費の工事請負費の内訳でございます。

内訳のほうは別紙の18ページになりますけれども、まず工事請負費、農業用排水維持補修工事ということで2カ所ございまして、町で管理している明渠の1カ所に土砂が堆積したため撤去を行うものでございまして、おおむね5年に1度ほど土砂が堆積し、明渠の流れに支障を及ぼすおそれがあるという場合、撤去を行っているということで、その部分が栄地区の明渠でございます。こちらが450万円、そしてもう一つが同じく町で管理している明渠の一部ですが、こちらのほうは3月の大雨によりまして、のり面の土砂が流されてしまったため、護岸ブロックとふとん籠等と一緒に流されたというようなことで、補修を行うものでございます。こちらのほうが500万円でございます。

あともう一つ、計上の部分でございますけれども、50万円ということで、こちらのほうは阿歴内の交流広場の補修工事ということで、馬を飼っているところでございます。こちらのほうは、全体的に平成14年から15年に整備したところでございまして、十七、八年経過してございます。経年劣化によりまして牧柵が傷んでいるということで、外周の牧柵の

補修を行うものでございます。

以上です。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税から17款繰入金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） 以上で議案第38号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第39号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正、歳出、2款保険給付費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 先ほど国保の減免の話がありましたけれども、今回はここでは傷病手当金200万円、計上されています。これはちょっと内容を教えてください。

○委員長（鈴木裕美君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

傷病手当金の趣旨と申しますか、内容につきましては、基本的に新型コロナウイルス感染症対策として、国内でさらなる感染拡大が起らないように、労働者が感染した場合に休みやすい職場環境を整備するという部分でございました。ほかの国民健康保険等では既にありますけれども、国民健康保険では、今回、国の支援を受けながら制度化していくというところでございます。基本的には、労務に服することができなくなった日から起算して3日を超えた4日目からの仕事をしなくなった日について傷病手当金を支給するというような制度設計になっているところでございます。

支給額につきましては、1日当たりの支給額に支給対象となる日数を掛けたものが傷病手当金の支給額となるということでございまして、適用期間については、令和2年1月1日から本年の9月30日までの間に労務に服することができなかった期間を有している方について傷病手当金を支給するというような制度設計になっております。

（「何日から」の声あり）



○住民課長（伊藤順司君） 令和2年1月1日から9月30日までです。

○委員長（鈴木裕美君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） これ、申請手続はどこにすればいいのですか。そして、申請はまだないですね。その2つをちょっと聞かせてください。

○委員長（鈴木裕美君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） 申請につきましては、役場住民課のほうが窓口になるかと思えます。現在のところ、これに基づく申請行為はないというところがございます。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、3款道支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、以上で議案第39号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第40号、介護保険事業特別会計補正予算、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出、1款サービス事業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。  
深見委員。

○委員（深見 迪君） 8ページ、歳出の部分なのですが、消耗品費の予防物品、どういうものでしょうか。

○委員長（鈴木裕美君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） お答えいたします。

消耗品費の主な品目についてでございますが、マスク、消毒液、プラスチック手袋、使い捨てエプロン、あと今回計上させていただいている部分では、非常用の食料と、その食料提供の際に使う使い捨ての食器を計上したところでございます。

以上です。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳入、2款繰入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） なければ、以上で議案第40号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第41号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第5条、たな卸資産購入限度額まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 8ページ。1,156万7,000円の使い道は、ほぼ分かったのですが、

ちょっと聞き慣れない言葉で、さっきのやすらぎ園のほうから出たのですが、非常食というのはどういうときに使うのか、そしてどの程度用意するものなのか。

○委員長（鈴木裕美君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えいたします。

非常食につきましては、調理員等がコロナウイルスに感染をしまして、給食を作れないような状況になった際に使用することを想定しております。今回病院のほうで予算計上させていただきました分につきましては、1日1人当たり1,296円で、3日分の予算を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） 以上で議案第41号、病院事業会計補正予算を終わります。

以上で議題4案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時55分

○委員長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題4案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○委員（類瀬光信君）（発言席） 私は、2点についてお伺いしたいと思います。

まず、第1点は、第1回臨時会において、育成牧場の利用料金を改定した際に新料金が民間並みになるということですが、事故等が発生した場合の補償についても民間並みになるのかということをお尋ねしていましたが、その際に答弁をいただかないまま現在に至っておりますので、この機会にその内容についてお尋ねします。

また同時に、この4月以降、2戸の酪農家から、合わせて3頭の牧場から退牧してきた牛の不受胎ということを知っておりますが、この件について牧場として事実を把握しているかどうか、そしてこうした事故について補償の対象になるかどうか、補償の内容はどういったものになるか、それについて伺います。

○委員長（鈴木裕美君） 牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

まず、新料金になるということでの補償の関係でございますが、補償内容の部分については今までと変えておりませんので、引き続き同じ内容での補償ということで進めております。

それから、3頭の不受胎という状況をお聞きしているかという部分と、それが補償対象

になるかという部分でございましたが、その3頭の不受胎という情報について、担当のほうはお聞きしていたのかもしれないのですが、場長としては承知しておりませんでした。その場合の補償の対象になるかという部分でございますが、少しお時間をいただきたいと思います。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） たしか牧場は在牧頭数を調整するために、退牧の時期を少し以前より早めている関係もあって、そういった案件というのが増えるということは、これは想像に難くなかったわけです。農家の方は不受胎というふうにおっしゃっていますけれども、実際には早期の流産ということも考えられるわけですが、そこら辺をどちらで、要するに空胎になったのかということになると結構シビアな判定をしなければいけないということになるのですけれども、そもそも現時点で退牧を判断する妊娠鑑定の時期、それから方法、そして妊娠鑑定後どのぐらいの期間で退牧させているのかお伺いします。

○委員長（鈴木裕美君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 妊娠鑑定につきましては、授精後、かつちり決めたわけではないですが、2カ月経過後の、それで獣医さんとの調整もありますので、妊娠鑑定日を設けて鑑定をしている状況でございます。退牧につきましては、その妊娠確認の状況に応じまして妊娠確認ができたという状況確認後に翌月の各預託者へ牧場から連絡を、使用料等々の連絡も入れるのですが、それにあわせて、前の月にプラスになりましたという牛の何頭いますという連絡を入れます。それで、その月の月末までには帰っていただくというアナウンスをしております、今はプラスになった翌月の末までに帰っていただくという措置をしております。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 分かりました。多分、妊娠鑑定自体は胎齢で60日ぐらいでやるのが普通でございますから、場長がおっしゃったとおり2カ月ぐらいでしていると思うのですね。

1つちょっと、今ではなくて結構ですけれども、確認していただかなければいけないのは、妊娠鑑定を獣医師がやっているのか、それとも便宜上授精師がやっているのかによって、例えば補償の問題が起きた場合に、授精師の妊娠鑑定では戦えないです。だから、退牧時期を早めているというのは、それは牧場の経営上必要なこととして、不安定な時期であるにもかかわらず退牧させているわけですから、そうだとすると、獣医師による妊娠鑑定を行わないと、私が聞き及んでいるような早期流産なのか、不受胎なのか判然としないということに関して酪農家から例えば訴えられた場合に、ちょっと説明に苦しいのかなと思いますので、そういったところの手当てを今後しっかりとさせていただくことが1点と、もう一つ、どうしても今言ったように退牧時期を早めることによって、そうした事例というのは恐らく増えていると思います。従来どおり20カ月ぐらい、分娩2か月前ぐらいに退牧している道外の牛に関しては、調べたところそういった事例はないということでしたし、

私、長く担当していて11年間で1頭しかそういう牛はいないという、この業界に生きる者にとっては非常に恥ずかしいことです。牧場の信頼にも関わることでありますので、今後の対応と実態の把握というのをやっていただきたいなと思います。

○委員長（鈴木裕美君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

妊娠確認の部分については、獣医師にお願いをしております。そこについては、授精師がしているということがあるかないかという部分もありましたので、再度徹底をさせていただきますと思います。

それから、退牧を早めていることによって空胎の事故といいますか、そういう事例が増えているのではないかという部分のお話かと思いますが、本来であればもう少し預かってという、前場長のときにもそういうことでやっていたと思うのですが、何せ預託牛が増えています。その部分でこういう措置を取っているわけですが、その中でこういう、今、委員のほうからお話あった、牧場として本来種つけをし、おなかに入って、そこでお返しをするというのが本来目的でございますので、そこについてはしっかりと体制を取っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それでは、次の質問に移りたいと思っております。

まず、基本的な事項の確認ということになります。本町の基幹産業である酪農について、基本的な理念あるいは基本的な方針に基づいて酪農振興を図っていると思っております。それについてどういったことかというのを簡潔にお尋ねいたします。

○委員長（鈴木裕美君） 休憩します。

休憩 午後14時07分

再開 午後14時10分

○委員長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

本町の基本計画の部分で言うと、施策の体系としては、「担い手の育成」だとか「環境と調和した農業の推進」「農業支援システムの充実」「安全安心な産品づくり」「多様な生産活動の推進」「農業生産基盤の整備」「農業応援体制の確立」等を施策の体系として展開していきたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ただいまの答弁内容に基づいて細かいことをお伺いしたいと思います。

町長が公約に掲げているミルクプラントの建設について、昨年6月、渡邊議員の質問に

次のように答えています。本年、これは平成31年3月1日ですけれども、JAと初めて協議の場を持ち、牛乳プラントの整備について意見交換し、視察などによる情報収集を検討中。具体的な計画策定をJAはじめ関係機関、関係団体と協議を進めたい。また、ミルクプラントについては、加工センターの改修とあわせて協議している。誰が運営するかといった具体的なことを示す状況にはないが、本当の意味でのしべちゃ牛乳を独自プラントで製造したいという点でJAと一致している。情報収集と研究を重ねる中で方向性が出てくると、このように答えております。あれから15カ月が経過しておりますけれども、今のところ私たちにはそういった方向性が示されておられません。現在の進捗状況はどのようになっているか伺います。

○委員長（鈴木裕美君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） ミルクプラントの進捗状況のご質問だと思うのですが、まずミルクプラントの整備の部分につきましては、今、類瀬委員ご説明のとおりでございます。平成30年度の農協の総会の部分でもミルクプラントの整備の方向性というのが示されております。理事会の中でも建設に向けて議論されているところでございまして、町でも、先ほどの類瀬委員の質問のほかにも、総務経済委員会の所管事務調査の中でも、3月の定例会で長尾委員長より報告のあったとおり、平成30年のJAしべちゃ総会でミルクプラントの建設の決定がされたというような説明を受けたということと、あと、また今月5日開催のJAの総会の資料で、事業計画基本方針の中でもミルクプラントについて記載しているような状況でございまして、農協のほうで今のところ中心に検討を重ねているというような状況でございます。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ミルクプラント建設に関する情報は、今のところそれだけですか。

○委員長（鈴木裕美君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） ミルクプラントの情報についてですが、実は委員もご承知かなと思うのですが、中山間地域等の直接支払制度、こちらの代表者会議とか役員会の中でも案の一つとして出されております。中山間の交付金を活用しながらミルクプラントのほうの整備をしてはどうかというのも、この役員会の中、代表者会議の中でも出ているようなお話でございます。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 中山間の協議会というのは、役場からも、それから農協からも完全に独立した組織でありますけれども、そちらのほうで本来、草地更新であるとか、それからパドック整備であるとか、畜舎の塗装であるとか、そういったような事業を行っていた分をミルクプラントの建設に振り向けるという、そういった案が出ているというふうに聞いています。

先ほどお話しした、お答えいただいた町の酪農振興の基本方針に照らしたときに、ミルクプラントの建設というのは6次化です。中山間の事業でこれまで主に行ってきた草地更

新であるとか、環境整備であるとか、パドックの整備みたいに、環境整備につながりますけれども、そういったことに比べると、先ほどのお話の中に6次化というのは入っていないのですよね。そうすると、例えば独立した協議会でそういう話がされるにしても、町の酪農振興の基本方針と少し離れた、かけ離れたお金の使い方というのが、本来であれば町がお金を出して、あるいは生産者団体がお金を出して建設すべきミルクプラントに、そういった農家の方が本来使う、生産活動の環境を整えるために使うお金を投じる可能性があるというふうにも聞こえるわけです。その町の酪農振興の基本方針を考えたときに、こういったお金の使い方というのはどうなのでしょう。問題があるないということではなくて、好ましいか好ましくないかということで。

○委員長（鈴木裕美君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えしたいと思います。

まず、独立した団体のお金の使い道がどうかという部分については、後ほど担当課長のほうからお答えいただくとして、委員ご指摘の町の基本的な農業施策の方針、その部分についてお答えをさせてもらいたいと思います。

ご案内のとおり、本町は酪農基本条例あるいは農業振興条例を定めておりません。それで、先ほど休憩をいただいたのは、非常に広範多岐にわたる考え方があろうというところで、一つの例として、一つのよりどころとして、総合計画、基本計画の中から抜粋をして答えさせてもらったところでもあります。例えば毎年行っている町長の執行方針、あるいは農業の各地の会議等で述べられる団体の長のお話、あるいは町理事者のお話、それらの中に様々な形で基本的な方針が述べられているというふうに考えております。そういう考え方に基づくと、ミルクプラントによる6次化というのは、酪農家自らが生産した1次産品を加工して消費者に届けるという、まさしく6次化の理念に基づくものではないのかと。6次化自体は、先ほど言った総合計画、基本計画の中にうたわれておりませんが、ご案内のようにこの議場でも何度となく触れているところでもありますので、それではないというふうな認識でおります。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それではないと思うのですね。ただ、本町の酪農の抱える様々な問題の中で、例えば家畜ふん尿処理のように喫緊の課題と言われているものがある中で、中山間のお金というのは、例えばそういうことにも使われていたわけです。そのこととミルクプラント、要するに6次化というのは、同格ですか。

○委員長（鈴木裕美君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 中山間協議会の中で議論されて今方向づけをされておりますので、私がこの場で同格かどうかということは申し上げるべきことではないのかなというふうに思っております。国から4分の3、そして町から4分の1を出している交付金でありまして、運用等についてはきちんと農水省のほうでルール化されておりますし、この間10年以上しっかり守られてきたというふうな認識でおります。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） すみません。そうではないのですね。お伺いしたのは単純に、家畜ふん尿処理のような標茶町の酪農振興にとって重要と思われることと、6次化を進めるということ単純比較した場合に、どちらが優先されるかということをお伺いしているので、中山間のこととそれはちょっと離して判断していただきたい、お答えしていただきたい。

○委員長（鈴木裕美君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 施策の優先順位ということと言うと、委員例示の家畜ふん尿の関係あるいは6次化、すべからく同格で、どれもきちんとやらなければいけない、そういう課題であるという認識であります。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） よその団体が使い道を決めるお金のことでありますけれども、本来、町長の公約としてミルクプラントをやりたいということをおっしゃってきていて、町が例えばお金を出して農協さんにやってもらうとか、農協さんが自分で造って農協さんが運営するとか、そういったようなことが想定されていたわけですがけれども、現状、本町の財政事情を考えたときに、ミルクプラントに、では2億円、3億円という金をかけられるか、かけられないかということ、それが例えばこういうようなよその団体でそういったものをということのきっかけになっていないかというのが非常に心配なのです。そうになっているとは言いませんけれども、そのように誘導させるというか、そのように、町がお金がないので、どこかからお金を探そうという、そういうような議論になっていないかというのが非常に心配される。

なぜかという、農林課長、先ほど6月2日の代表者会議でそういったことも出だし、その前に役員会でもそういうお話が出ていたということなのですけれども、実際のところ例年3月中に取りまとめられる草地更新、それからパドックの整備、建物の塗装といった個々から申込みを受ける分、取りまとめが行われていないのです。農家の方は、コロナウイルス対策で国がお金がないから、補助がなくなるのだということ随分お話ししていました。でも、今になってミルクプラントに財源としてそういったものを振り向けるかもしれないということになると、3月の時点からどこかではそういったことが話として想定されていたのではないかと、そんなふう思うわけですがけれども、いずれにしても独立した協議会のほうで、総会で、そのお金の使い道がいいかどうかということこれから決めることではありますから、私たちがとやかく言うことではありませんけれども、本来であれば農家の方々が生産基盤の整備に使うお金を、できればそういったところではなくて、家畜ふん尿処理ですとか、そういったことに振り向けていただけるように、町からも、町の酪農振興の基本的な考え方というのを先ほど伺いましたので、それに基づいてそういったお話も、もし機会があったらしていただければと思います。

○委員長（鈴木裕美君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） その状況状況に応じた予算の使い道、何を優先するか、それに

については農協さんと十分協議をしながら進めていかなければいけない、それは当然のことだというふうに認識しております。

今、具体的にお話のありました家畜ふん尿処理施設と、それからミルクプラントのこと、それを比較して家畜ふん尿のほうが大事だからミルクプラントは待って草地更新や家畜ふん尿の処理のほうに予算を使ってほしいというのは、私どものほうから、標茶町のほうから制度の運用のルールについて触れるのは構わないのですが、使い道については、協議会の中で民主的に決めていただくというのがルールだというふうに理解しております。

○委員長（鈴木裕美君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それでは、最後になりますけれども、結局、標茶町の財源、財政事情というのが、大きな箱物を建てていることや、それから、これからまた大きな投資をしていくということによって、財政事情が非常に厳しいということがこういったことにつながっているのではないかというふうに言われたいよう、思われたいよう、忖度されたいよう、標茶町の酪農振興の基本方針というものをしっかりと関係者あるいは関係団体にこれからもアナウンスしていただいようお願いをして、私の質問は終わります。

○委員長（鈴木裕美君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 先ほど答弁、後ほどということで保留した部分ございました。3頭の不受胎という状況で、その場合の補償がどうなるかという部分でございます。ちょっと状況が、実際のところ原因がどうだったのかというのはつかめておりません。担当のほうにも聞いたのですが、3頭不受胎という情報については、農家からも伺っていないという状況でございました。そういう状況でございますが、そういう事例が発生した場合に補償がどうなるかという部分でございますが、流産という状況であれば見舞金の対象にはなるのですが、流産の対象としているのが胎齢で6カ月以上という部分でございますので、今のプラスになって翌月に帰すという部分でございますと、見舞金の対象にもならないという状況になろうかなと思っております。

もう一つ、先ほど妊娠鑑定の部分で、答弁の中で獣医師が鑑定をしているという答弁をしたところでございますが、ちょっと誤りがございました。授精師がしております。妊娠鑑定ということではなくて、妊娠確認という措置で実際しております。

以上でございます。

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 私は、6月8日付の農業新聞での記事について質問させていただきたいと思っております。

この農業新聞の記事の中で、農水省が7月に決定を目指している家畜の飼養衛生管理基準の改正ということでもあります。この中身によりますと、今、豚熱で非常に日本列島が大変なことになっているのですけれども、この豚熱で、24都府県の豚が放牧ができない状態になっているということで、道が入っていないので北海道はあれなのかなと思っはいた



のですけれども、ちょっと中身を聞いてみますと、例えばこれ、口蹄疫が発生すると放牧を制限することがあり、一番この中身の中で、放牧を制限したときに、その猶予期間に牛舎整備など放牧制限の基準を検討してほしいという内容のことを、農水省は関係団体を通して周知をお願いしていると言っているのですけれども、この情報は入っていますか。

○委員長（鈴木裕美君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 家畜伝染病予防法の改正の関係であろうかなと思います。6月8日の農業新聞の部分です。飼養衛生管理基準の改正案というようなことで、今、委員ご説明あった24都府県で豚の放牧ができなくなるというような新聞記事でございます。それで、改正関係についての、現在、本町のほうに来ている状況についてご説明させていただきます。

まず、3月9日に家畜伝染病予防法の施行規則の一部改正というのがありまして、こちらの部分で言うと、豚とイノシシの飼養衛生管理基準のみの改正となっております。先ほど委員ご説明いただいた豚熱だとか豚コレラの関係であろうかなと思います。

7月1日に家畜伝染病予防法の施行規則が施行となりまして、畜舎の設置義務というのは令和3年4月1日まで猶予というふうになってございます。この関係ですが、伝染病などが発生した場合、大臣指定地域に指定された場合、放牧中止となり畜舎での飼養が必要となるため、畜舎の設置の義務化がされたというような状況でございます。今、牛の部分は、新聞の報道等で6月6日とか8日にも牛もなるのではないかというような報道がございますけれども、現在のところ農水のほうから来ているような情報はございません。新聞によると来年10月から適用になるだとか、そういうような情報はございますが、農水等からの情報として直接こういうふうになるよというような情報はまだ来っていないような状況でございます。

○委員長（鈴木裕美君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 農水は国民の皆さんからの意見を募集していますという記事の内容なのですけれども、11日までということで明日までの記事の内容です。そういう意味では、育成牧場のような大きな放牧をしている条件のもとで畜舎の整備などが本当に義務化されたら大変なことになるし、標茶の中でも放牧認証牧場が何軒かありますし、そういうところでもこういうものが義務化されたら本当に大変な経費増になるという、経費増だけで済まない状況がありますので、そういう意味では関係機関とこの情報を共有しながら、やっぱりこういうことは適用しないでほしいという意思表示をぜひしていただきたいなという具合に思います。

○委員長（鈴木裕美君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします、

委員ご指摘のとおり、飼養衛生管理基準の関係で今パブリックコメントが出されているということは承知しております。また、様々な部分で、放牧が一切できなくなるとか、だから反対だとか、いろんなそういうことでの意見が氾濫しているようにも見ております。

農水の出している文書をじっくり確認した上で、情報を確認した上で、ただいま議員がおっしゃったように、標茶町は一つの町としては本当に異例なほどの放牧の認証を受けている農家さんがいらっしゃる、それから放牧ができるというところを売りにして新規就農者も募ってきたという経過もありますし、生産者の意見も聞きながら、もしも標茶町の方針に反しているようなことになるのであれば、それは関係のところを通じて意見を発していきたいというふうに考えております。

○委員長（鈴木裕美君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） よろしくお願ひします。

もう一つ、もう一点質問させていただきます。

やすらぎ園の現状と申しますか、私のところに寄せられる声として、将来自分たちがやすらぎ園の、親なり自分も含めてということですのでけれども、以前から話題になっている職員不足とか、そういう意味での状況の改善というのは見られるのか、展望が見えているのかという質問をさせていただきたいと思ひます。

○委員長（鈴木裕美君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） やすらぎ園の職員の部分のご質問でございますが、特に介護員に係る部分のご質問かと思ひますが、昨年度より状況は変わっていない状況がありまして、引き続きハローワークですとか、町のホームページまたは町広報などを通じて職員の募集については行っているところではございますが、問合せ等は僕が着任してからも1件もない状況でございます。

以上です。

○委員長（鈴木裕美君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 僕に届けられた町民の皆さんの生の声を一言言って終わりたいと思ひますのでけれども、本当に自分のこととして、このまま職員が増えず、やすらぎ園がそういう職員が満たされないということで収容人数が増えないということに対して、責任ある立場の人間は真剣に考えてくださいという意見でありましたので、このことを申し上げ終わりたいと思ひます。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） 初めに、特別定額給付金のことについて若干伺いたいと思ひます。

標茶は92%世帯が完了しているということで、本当にすごい、どこでどういうふうにこうやって完了したのかなと思ひるぐらい、職員の皆さんの努力、本当に敬意を表したいなというふうに思ひます。その後も、残された269世帯も手のひらの上に乗っかっているような話を聞いていましたので、ぜひ頑張ってくださいたいと。

その上で町長にお願いがあります。特別定額給付金というのは、4月27日、期限を切られていますよね。新生児、4月27日の12時まで生まれた子。それ以降に生まれた子は当たらないと。私は、まだコロナは続いていますから、そういう意味では町の独自の財源も使

いながら、せめて今年中に生まれた子供についてはこれを渡していくということがあってもいいのではないかというふうに思いますが、どうですか。

○委員長（鈴木裕美君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

先ほど深見議員から、標茶町の取組については大変評価をいただいたのかなと思いますが、本当に職員がコロナの、自分たちも感染の予防もしながら対応していただいているという状況をご理解いただければなと思っています。

今、深見議員からありました4月27日以降の標茶町で新たに町民になられた方の対応についてであります。これから2次補正の分を含めて経済対策、どういうものが来るのか含めてまだ見えない部分ありますので、その中でそういう子育て支援もできるのかどうか含めて検討させていただきたいと思っています。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 前向きなご答弁ありがとうございます。やっぱり心意気もあると思うのです。標茶は、今回のコロナの問題では本当に一丸となって立ち向かっているということでは、本当に私は評価しているのです。新しく生まれた子供たち、安心して子育てができるように、心意気でぜひ前向きに検討していただきたいということが1点です。

それから、次に教育の問題ですが、要保護、準要保護、これは国から通知が来ていると思います。給食を休んだのは何日間でしたか。おおよそでいいです。

○委員長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

今年度になりまして、4月、5月で臨時休業期間26日間ございました。5月の最終週には分散登校を3日間やりまして、そのときには給食提供しておりますので、実質休業中で給食提供していないのは23日間です。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうすると、国の言っている休校中の昼食代補助の実施、就学援助、準要保護を含めてですね。これは大体1日の給食代掛ける26日間というような考えでよろしいのでしょうか。金額の詳しいことはいいのですけれども。

○委員長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

今、委員のほうからご指摘ありました国、文科のほうからも要保護、準要保護の臨時休業期間中の給食の取扱いについては通知が入っております。子供たちは学校を休んでいまして家庭にいますが、その分昼食代を含めて食事代が増大しているということで、その期間の部分については、それぞれの自治体で生活困窮、経済的に就学困難な就学援助世帯に対して給食費の支給だったり、そういった支援をお願いするという通知が入っていますので、それに基づいて、ただいま答弁しました休業期間中の日数について、給食費相当分を支給するような形でただいま準備を進めているところでございます。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 標茶も実施するというので確認いたしました。5月19日付で文科省は事務連絡で準要保護についてもそういう通知をしたというふうに聞いていますが、これ、おおよそでいいのですけれども、いつ頃このお金は支給されるか。どう思いますか。

○委員長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） 支給については、その他の、給食費以外の学用品費とか通常の就学援助費と一緒に今月中には一応支給する予定でございます。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） よろしく願います。

それでは、次にこれ最後ですが、病院関係です。

町長から提出された行政報告書を見ますと、結構、入院、外来合わせて表が出ています。2月、3月、4月、4月のR、これ令和2年ということですね。2月、3月、4月の数字が出ています。この数字について言えば、この数字は、電話で問診を受けるというのかな、実際病院へ行かないで電話でお医者さんと話をし、あるいは薬をもらうとかというのも数字として入っているのですか。

○委員長（鈴木裕美君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） 病院の電話再診の部分につきましては、令和2年4月からの実施でございます。令和2年4月の実績としましては、359件の電話再診がございました。4月、1,970件、外来がありますので、そのうちの18.2%の件数が電話の再診というふうになっております。5月分についてはまだちょっと集計できておりませんので、4月分だけのご報告になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私がちょっと気にしているのは、微妙にじわじわと入院も外来も、私の計算ですから間違っているかもしれませんが、入院で言えばマイナス3.7%、外来で言えばマイナス5%、これ2、3、4の合計です。減っているのですね。これはどのように見ますか。

○委員長（鈴木裕美君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） 外来の部分での患者さんの減につきましては、やはりコロナウイルスの関係での外来患者の減というのがあるかと思えます。入院の部分につきましては、2月の部分で前年度をかなり大きく下回っているのですが、昨年2月につきましては、インフルエンザでの入院患者さんが多かったという部分がございます、今年で言いますと、そのような状況にはなかったというふうに考えておるところでございます。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 外来のコロナの影響で、これ本当に私の計算で申し訳ないのですが、5%も外来が減っているということについてはこれからも続くような、どんどん減っ

ていけば赤字も増えるわけで、どういう見通しを持っていますか。

○委員長（鈴木裕美君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

外来患者の部分につきましては、現状におきましても電話再診等を行っておりますので、コロナの関連で言いますと、やはり5月についても前年度を下回るような状況になろうかと考えております。今後につきましては、この新型コロナウイルスの関係がいつまでこういうような状況が続くのか、改善に向かうのか、もしくはまた第3波と呼ばれるような状況が発生するのかによって変わってくるのではないのかなというふうには考えておりますが、今後については若干不透明な部分が多いのではないかなというふうに考えておるところでございます。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 心配なのは、本当であれば病院に通院しなければいけない、通院したい患者さんがいるのだけれども、コロナが怖いから控えているというようなことがきつとあるのではないかなと思うのです。そういう人たちに対して、例えば往診をするとか、町の努力でお一人医者が増えたということもあって、そういうようなこととか、あるいは逆に病院関係者だけではなくて、いろんな関係でそういう健康管理というか、そういう人たちを見ていくという体制が、これは単に病院の外来が減って経営が厳しくなるというだけの問題ではなくて、町民の命を守るという点でも大事なかなというふうに思うのですよ。何らかの手を打たないと、コロナが怖いからできるだけそういうところへ行かないという傾向が長く続けばちょっと大変かなと思うので、その辺は何か考えていますか。というか、ぜひ考えていただきたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょう。あまりそういう心配がなければいいのですけれども。

○委員長（鈴木裕美君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

病院の外来の部分につきましても、基本的に密にならないような状況というものを目指さなければ、現状そういう部分を考えていかなければならないというふうに思っておりますし、往診の部分のご提案をいただいておりますが、現状、コロナではない方についても一部病院に来られない方には往診、できる範囲で対応している部分もございます。ただ、この新型コロナに関して、特にその部分での往診というものは現状は対応してはおりませんので、そちらの部分についてはご理解をいただきたいなというふうに思っております。

○委員長（鈴木裕美君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 私は、新型コロナでということではなくて、病院に行くのを自粛しているという人たちが結構高齢者が多いのではないかなというふうに思うのです。数字に出ていますから。だから、そういう点では何らかの手を打たないとちょっと大変ではないかなというふうに思うのですが、今のところあまり考えていないのであれば、ぜひ検討課題に入れていただきたいなというふうに思うのですが、どうですか。

○委員長（鈴木裕美君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

町立病院につきましては、医療関係者のまず感染防止等を含めて、それから患者さんがそういう部分の中にいるには、なかなか診療報酬を上げていくというか、利用をこれからも極端に、前のような状況にすぐに戻るといった状況はなかなか難しいのかな、そういう意味では病院経営としては非常に厳しい状況がまだしばらく続くのかなというふうには思っています。

今、深見議員がお尋ねの部分につきましては、それ以外の部分で何とか福祉や介護のいろんなマンパワーを活用しながら、いろんな方にお聞きしても、やっぱりなかなか外に出たがらない、出られないという方々に関してヘルパーの方が訪問したときに、やはりかなり今まで以上に細かくケアをしていただいているという話も関係者の方からお聞きしていますので、そういった方々の力とか、あるいは町のほうの保健師とか、あるいはいろんな訪問看護の施設の方々の協力を得ながら、そういったことが継続して、病院に行けないために悪化したとか、そんなふうにならないように引き続き関係者と協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、どうかご理解いただきたいと思います。

（「ぜひ努力をお願いします。終わります」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより議案第38号から議案第41号まで議題4案一括して採決いたします。

議題4案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○委員長（鈴木裕美君） 以上で議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第38号・議案第39号・議案第40号・議案第41号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時55分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

年長委員

黒 沼 俊 幸

委員長

鈴 木 裕 美